

## 再処理・廃棄物管理事業変更許可の主な内容

### 1. 有毒ガス防護に係る規則改正への対応（再処理）

2017年5月1日に、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」等の改正および「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」が施行されたことに伴い、以下の内容を追加する。

- ・再処理施設の安全機能を維持するため、有毒ガス防護に係る影響評価を実施し、有毒ガスが及ぼす影響により中央制御室の運転員等の対処能力が損なわれない設計とする。
- ・万が一の有毒ガス発生時に備え、通信連絡手段の確保や換気設備の隔離、防護具の配備などを行うこととし、そのための手順や実施体制を整備する。

### 2. 低レベル廃棄物貯蔵建屋の共用（再処理・廃棄物管理）

再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の一部を高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターと共用し、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの保守作業等で発生する低レベル固体廃棄物を同建屋において保管する。

以上